

2024 年度

<法 学 部>  
小 論 文 問 題

注 意 事 項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は全部で12ページ、解答用紙は全部で4枚、下書き用紙は1枚である。脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の各ページ所定欄に、それぞれ受験番号（最後のページは、左右2箇所）、氏名を必ず記入すること。なお、解答用紙は上部で接着してあるので、はがさず解答すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 5 解答は、「横書き」にすること。
- 6 解答以外のことを書いたときは、該当箇所の解答を無効とすることがある。
- 7 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
- 8 問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。



(余 白)

## 第1問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

AIの開発や実利用に関するルールを作っていく試みは、世界でいくつか進行しているが、興味深いことに、どれも「原則」という形式をとり、法律の制定や、立法に向けた提案を行う例はない。むしろ、日本では「社会」原則、EUでは「倫理」ガイドラインと銘打たれ、法的なルールではないことが強調されているように見える。

その理由について、AIはまだ開発途上であり、これからも急激な変化が予想されるからだという説明がなされることも多い。たしかに、技術が発展していく中で、中途半端な段階を前提として法制度を作ると、後日、制度と実態が合わなくなったり、技術の発展に対して制度がバイアスを与えてしまったりする可能性は否定できない。その場合は、やがて技術の方向性が固まってくれば、厳格な法制度へと移行するはずであろう。いわば、法制度の前段階としての「原則」である。

しかし、技術が発展した将来に、現在の「原則」から法制度が作られていくという見通しは、あまり現実的ではないように思われる。技術的な仕組みが決まってしまうと、むしろ、法律にどのようなルールが定められていても、「技術的にそのようなことはできない」とされる状況が生まれそうだからである。

法律は、人の行動を対象としたルールであるため、技術的な仕組みそれ自体に対しては有効なルールとならない。AIが普及した社会では、かえって、技術的な仕組みによって、人間にできることとできないことが決まっていくのである。

この問題は、AIが現在のように注目を集めるよりもずっと早く、アメリカの憲法学者ローレンス・レッシング教授によって指摘された。レッシング教授は、一九九九年に『コード』という書籍を出版し、その中で、技術的な規格（コード）が、法律上で保障されているはずの権利とは無関係に、ルールを作ってしまうと指摘した。「コードが法に代わる（Code is law.）」というフレーズは、その問題を端的に指摘する表現であった。当時は、インターネットが一般に普及し始めた時期であり、レッシング教授の関心は、とりわけ、インターネット上の著作権に向けられていく。著作物の利用は表現活動の中で問題になるので、特にアメリカでは、著作権制度が憲法上の表現の自由と関係づけて理解されている。しかし、たとえ憲法上の権利があろうとも、技術的にできないことは、インターネット上では実現されないのである。

レッシング教授の提起した問題は、日本でも、DVDレコーダーの技術規格をめぐる顕

在化した。二〇〇〇年代まで、DVDレコーダーには、テレビ番組などのコンテンツの著作権を保護する目的で、「コピーワンス」と呼ばれる技術規格が採用されていた。この規格の下では、放送コンテンツの複製は一回しか許されない。テレビ番組を当時のDVDレコーダーで録画すると、DVDレコーダーのハードディスクに録画された時点で一回の複製とカウントされ、それを別のDVDに複製すること（ダビング）ができなかったのである。データをDVDに移すこと（ムーブ）はできたが、ムーブを実行すると、ハードディスク上のデータは消去されてしまう。その点をわかりやすく説明するた<sup>と</sup>えとして、「録画したテレビ番組を見たら面白かったので、単身赴任中の家族にも見てほしいと思い、DVDにコピーして送ると、元の家<sup>庭</sup>ではその番組を見返すことができなくなってしまう」と言われた。

実際に、録画したテレビ番組をさらにDVDにコピーするニーズがどの程度あったかはともかく、そもそもテレビ番組のコピーDVDを大量に作って<sup>もう</sup>儲けようとするわけではなく、家庭内で楽しむ行為についても、あらかじめ決められた規格のために、消費者は不自由を強いられていた。これは、まさに「コードが法に代わる」という現象であったと言える。たまたま、二〇〇〇年代の終わりに、地上波テレビ放送のデジタル化が行われることが決まり、デジタルで製作された放送コンテンツの録画に関して、新しい技術規格を決める必要が生じた。デジタルのコンテンツは、コピーしても画質や音質が劣化しないから、放送がデジタル化されるとコピーによる著作権侵害は一層起こりやすくなるが、そのことだけを念頭に置いて複製をまったく許さない技術規格を定めると、技術規格が家庭内の複製行為にまで過剰に介入するという問題が残ってしまう。問題を重く見た政府は、審議会などでこの問題をとり上げ、現在の「ダビング10」という規格が採用されたのである。「ダビング10」は、ハードディスクからDVDなどへの複製を九回まで認める（一回目は「ムーブ」になり、実行するとハードディスク上のデータが消去される）という規格である。著作権の重要性に加えて、テレビ放送という公共的な制度とも関係していたことから、政府が、いわば仲裁者として技術規格の設定に介入したのであった。

日本のAI開発原則を詳しく見ると、たとえば、「セキュリティの原則」については、解説の中で、「AIシステムの開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲でセキュリティ対策を講ずるよう努めること（セキュリティ・バイ・デザイン）」と書かれている。同じような記述は、「プライバシーの原則」に対する解説にもあり、「AIシステムの利活用時におけるプライバシー侵害を回避するため、当該システムの開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めること（プライ

バシー・バイ・デザイン)」とされている。どちらのルールも、AIシステムの開発の中で、セキュリティやプライバシーの侵害につながらないような技術上の設計を盛り込むように要請しているのである。こうした技術上の設計は、一般的に、「アーキテクチャ」と呼ばれている。基本的には、レッシング教授の言う「コード」と同じものであるが、「コード」というとコンピュータ・プログラムに限定して理解されがちなため、建物の構造をイメージして「アーキテクチャ」という表現を用いるのである。

①「コード（アーキテクチャ）が法に代わる」という現象は、AIが普及する時代に、ますます広がっていく。そのような時代には、ダビング10の場合と同じように、将来のコード（アーキテクチャ）がどのようなものであるべきかを示すところに政府の役割があるのではないか。そのように考えると、AIに関するルールは、法的なルールとは別に、コード（アーキテクチャ）に関して、AIの開発者や利用者に指針を示すものがふさわしい。世界各国で作られているAIの「原則」は、その意味で、法とは別の種類のルールであり、将来にわたって法と併存するもののように思われる。

[中略]

「コードが法に代わる」という表現は、レッシング教授が最初に提起したときには、デジタル技術によって法が潜脱されるというマイナスのニュアンスを持っていた。しかし、社会の隅々までがすべて法によって規律されているというイメージは、一つの虚構にすぎない。このことは、日本社会と日本人の行動をめぐる、過去に何度も議論されてきた。

一九六七年に岩波新書の一冊として出版された『日本人の法意識』は、この問題を語る際には、必ず触れられる書物である。著者の川島武宜<sup>たけよし</sup>博士は、東京大学の民法の教授であった。川島博士は、当時の日本社会のさまざまな事例を調べたうえで、日本には、近代法を受け入れる以前の伝統社会の行動様式が根強く残り、近代法が前提とする「個人」の権利という意識が十分に浸透していないのではないかと問いかけた。『日本人の法意識』は、部分的にはあるが英語にも翻訳され、日本社会と法を研究する海外の研究者にも、広く知られるようになった。

そうした海外の研究者は、昭和四九（一九七四）年に日本の商社がオーストラリアから砂糖を輸入しようとしたところ砂糖の価格が変動して紛争に発展したという「オーストラリア砂糖事件」が、川島博士の指摘する日本人の法意識を典型的に反映した事件として指摘した。問題となった取引は、当時、日本市場を開拓しようとしていたオーストラリアの

クイーンズランド州で、州政府が全面的に支援して、日本向けに砂糖が輸出されることになったというものである。クイーンズランド州の砂糖公社が輸出する砂糖を、日本の総合商社が製糖業者の窓口となって、五年の長期契約によって買い付けることになり、入念に契約書が作られた。ところが、翌年には砂糖の市場価格が国際的に暴落し、契約書で決められた価格では、輸入側の日本企業に大きな損失が発生することになった。将来にわたって膨大な赤字を出し続けるような取引をするわけにはいかないと行って、日本側は契約の見直しを求めたが、輸出側の砂糖公社はこれを拒絶して、トラブルになった。東京湾には、引き取り手のない砂糖を積んだ貨物船が一〇隻以上も<sup>とうびょう</sup>投錨する事態になったそうである。

この一件は、海外の文献の中では、日本では法や契約の意義が理解されず、日本社会の中で契約が重視されていない証拠としてしばしば挙げられる。しかし、昭和四〇年代末とはいえ、オーストラリアとの間で、詳細な契約書を作成して開始された取引にあたって、日本企業が契約は重要な意味を持たないと考えていたとは考えにくい。その一方で、国際的な価格の急落を見て、関係者がパニックに陥ったことは、容易に想像できる。契約の見直しを求めた日本側の意図を正確に表現すれば、契約書に書かれている内容の認識はあり、それが拘束力を持つことは十分に認識しているが、そうであればこそ、契約（法）の世界の外側で、輸入者側の苦しい事情にも配慮してほしいという要望だったのではないか。実際に、紛争の過程で日本の総合商社の社長は、「本来は契約を履行しなければならぬかもしれないが、[日本側は] このまま引取りを続けたら倒産してしまう」と述べていた。

そうだとすれば、この事件は、契約（法）は文言どおりに守るべきものか、状況に応じて柔軟な対応を予定したものか、という「法意識」に関する日本人と西洋人（オーストラリア人）の違いから生じた問題ではないであろう。むしろ、契約だけで取引関係のすべてを割り切ってしまうてよいのか、契約は契約として、それとは別に取引相手に対する配慮などはないのか、という点に対する感覚のズレが紛争をこじらせたのではないかと想像される。これは、言いかえると、社会の中で契約（法）という仕組みが意味を持つ範囲が、両国の当事者間で一致していなかったということである。これを、社会の中で、行動のルールが法にゆだねられる領域の問題、やや短くして「法の領域」の問題と呼ぶことにしよう。

「法意識」という表現は、文化論につながりやすい。特に、現在のように日本を訪れる外国人が多くなかった昭和の時代には、欧米の研究者にとって、日本がミステリアスな未

知の社会に見えることも少なくなかった。そのためもあって、日本人と法の関係は、日本の文化と結びつけて語られがちであった。

文化は地域や民族と深く関係するが、法意識と見えたものが、実は「法の領域」の違いであるとすれば、それは社会の仕組みの問題になる。社会の仕組みは、国や地域だけではなく、経済的、あるいは技術的な前提により異なってもおかしくない。デジタル技術が広く浸透した社会では、それ以前のアナログな技術を前提とする社会と比べて、「法の領域」が違ってくるといことは、十分に考えられる。<sup>②</sup>デジタル技術の下で「コードが法に代わる」という現象は、そのような意味で、技術的な前提の変化により、「法の領域」が縮小していくということを意味しているのである。

(出典：小塚荘一郎『AIの時代と法』岩波新書、2019年。ただし、引用に当たって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

### 問 1

筆者は、『コード（アーキテクチャ）が法に代わる』という現象は、AIが普及する時代に、ますます広がっていく」（下線部①）としているが、「コード（アーキテクチャ）が法に代わる」とはどういうことか、300字程度で説明せよ。

(配点 60点)

### 問 2

筆者は、デジタル技術の下で「コードが法に代わる」という現象が、「法の領域」が縮小していくということを意味している（下線部②）と述べているが、これはどういうことか。「法の領域」と「法意識」との違いを踏まえた上で、400字程度で説明せよ。

(配点 90点)

## 第2問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

パンデミック（注1）において最も本質的ともいえる死者数ですら、正確なところははっきりしない。しかしそれでも、私たちは飽くまで「科学の力」によって、パンデミックを乗り切ろうと考えてきたと言える。「私の水晶玉占いの結果、ロックダウン（注2）を解除することにしました」などと言い放つ政治家は、世界中を見渡しても、どこにもいなかったはずだ。各国政府の責任者は例外なく「私たちは専門家のかくかくしかじかの助言に基づき、以下のような政策を実施します」という構文で、それぞれの国民に説明してきたと思う。政治は「科学に基づいてコロナ政策を決めている」というスタンスでは一貫しているのだ。

だとすると、ふと、素朴な疑問が湧いてくる。そもそも、科学は普遍性が高い知識であるはずだ。そして今回、世界中が経験している疫病は基本的に同じ病気であろう。ところが、「コロナ対策」のあり方は、国によって大きく違っていた。同じ病気に対して同じ方法論で向きあっているはずなのに、なぜ政府の対応がこうも異なるものになっているのか。

この問いに対してはまず、「国・地域によって、人々の生物学的な条件が違うから」と答えることはできるだろう。

この病気はどうか、高齢者に厳しく、若者には比較的穏やかである。この点は、二〇世紀初頭のパンデミック、「スペイン・インフルエンザ」とは大きく異なる点だ。この時は若者が大勢犠牲になったことが知られている。従って、日本のように、年齢の中央値が五〇歳に近い老いた国と、たとえばアフリカの多くの国のように中央値が二〇歳に満たない国とでは、対応が違うのは当然だろう。また国によって、経済状況や政治体制が違う。医療資源の厚みや、さまざまな対策に割くことができる余裕も異なるはずだ。

加えて、ウイルス自体が、人間と共に変化していく存在だということも忘れてはならない。

生命の定義にもよるが、ウイルスは「一人前の生き物」とはいえない。自力で増殖するための「細胞」を持たないからだ。それゆえに、このパンデミックの病原体であるSARS-CoV-2ウイルスが増殖・変異できる場合は、基本的には私たち人類の細胞の中である。このことは、人間の側がどのような行動をし、どのような「生きる機会」をウイルスに提供するかによって、彼らの未来が大きく変わるということを意味する。それは実に些

さい  
細なことも含め、私たちの日常のあり方の全てが関係していると言える。そして当然ながら、そのような私たちの行動に応じて、ウイルスの性質も変化し、それによって逆に、私たちの未来も変わっていくわけだ。

このように考えれば、単にウイルスが、人類を一方向的に攻撃しているというようなモデルで捉えるのは、間違っていることが分かるだろう。いわば、人類と、このウイルスの、壮大な相互作用、もっと言えば、複雑かつ多様な「コミュニケーション」の結果として、パンデミックが起きていると考えるべきなのである。

さて、このような観点に立って考えてみると、「科学によって政策を決めています」という説明の仕方自体、なにやらおかしなものにも思えてくるのである。

まず、ここで言う「科学」とは何を指すのだろうか。日本におけるコロナ対策の姿を思い出してみよう。たとえば、緊急事態宣言の発令の時などに、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（以下「分科会」）の尾身茂会長が、専門家として政治家の横に並び立っていることがあった。彼は、公衆衛生学の専門家であり、医師でもある。また、最初に政府が設置した「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」や、その後継的組織と考えられる「分科会」のメンバーには、公共政策や経済学など、いわゆる文系の専門家も含まれているものの、その多くは医療や公衆衛生の専門家である。従って、コロナ対策における「科学」と言っているのは、事実上、それら医学系の分野を意味するものと考えられる。

ことの性質上、対策を中心的に担う専門家が医学系に偏るのは当然のことかもしれない。だが、先ほど確認したように、パンデミックは、人類のあらゆる活動の結果であり、また原因でもあるのだ。だとすれば政策決定において、医療や公衆衛生以外の科学の関与が少なかったのは、やはりアンバランスであったのではないか。科学とは本来、広範囲に人類の知的基盤を構成するものだ。医学以外の理系の分野はもちろんのこと、社会科学や人文科学などの専門家にも、議論への参加をもっと求めるべきであったとも考えられる。

ならば、政治に対して助言する専門家集団に、そのような文系の研究者を十分に追加すれば、問題は解決するのだろうか。「正しい政策決定」を導くことができるのだろうか。

さきほど触れた通り、人類とウイルスの相互作用は、ほぼ全ての活動のシーンにおいて生じるものだ。そのさまざまな場面で当然、医療や公衆衛生の知見は役に立つだろう。またもしかしたら、ある種の心理学や社会学など、なんらかの他の学問の知識が意味を持つ場面もあるかもしれない。基本的に、それらが技術的な問題であるならば、学知は役に立つことが多いと考えられる。

しかし、私たちがこの三年の間、一番悩んできたのは、そういうタイプの問題ではなかったはずだ。それは例えば、「最近は少しコロナも下火になってきたので、リモートワークの日を減らそうか」とか、「今年の正月は実家に帰りたいな。でももしお父さんとうつしてしまったら、きっと後悔するよね」といった、個人的な悩みである。このような問題の枠組みを敢えて単純化すると、「感染した場合に生じる不幸」と、「健康とは別の価値の軸から見えてくる不幸」を、いわば天秤の左右に載せて比較し、決断する、ということになるだろう。

前者の「感染の可能性の定量」は、現実の個人にとってはあまりにも分からないことが多く、ごく大ざっぱな評価しかできないだろうが、それでも一応、科学的な問いの範疇には入りそうだ。だが私たちにとってより本質的なのは、天秤の反対側に載せる「何か」である。それはたとえば、「どのくらい自分は、正月に親と一緒に過ごしたいのか」という問いであって、明らかにプライベートな、価値や意志に関わる問題なのである。

一方、公衆衛生に関する政策判断は、規制のレベルなどを通じて人々の感染可能性に影響を与えるだろうし、マスメディアなどを通じて、先ほどのような、プライベートな問題で悩んでいる個人の判断の方向性にも、一定程度、影響を及ぼすだろう。

それでは、そのような、無数の人々の生活における判断や、時には人生そのものを左右し兼ねないような決断の責任は、いったい誰がとるのだろうか。

まずは判断をした個々人に帰着されるという面はあるだろう。しかし言うまでもなく、これは政策判断の影響を強く受ける問題なのだから、国民一人一人の「自己責任」だ、などと言って切り捨てるわけにはいかない。

また当然ながら、医療や公衆衛生の専門家だけで、責任をとれるわけがない。それは、専門家集団の中に、心理学者や社会学者などを加えたところで、事情は変わらない。また行政組織の官僚も、全面的な責任を負えるものではないだろう。専門家や行政官は元々、その専門性と所掌(注3)の範囲内で責任をとる仕事だからである。

よって、最終的な責任は明らかに、政治家がとるしかない。

もっとも、最近の私たちの社会における政治不信は深刻なので、「政治家よりも専門家に決めて貰ったほうが安心だ」とか、「もしかしたら、いっそのこと人工知能に任せたいほうが良いのかも」などと言う声も聞こえてくる。

実際、本来は政治が決めるような、価値判断や政治的な配慮を含む論点についてまで、時折、医療や公衆衛生の専門家がいわば「前のめり」になって、記者会見の場や、色々なメディアにおいて説明しているシーンを、私たちは何度か目撃してきたように思う。

もちろん、パンデミック対策に専門知を活用することはとても重要なことである。それによってより良い政策決定に近づく可能性が高まるはずだ。科学的に明らかな事実を無視するような態度は、愚かとしか言いようがない。

しかし同時に、「科学に分かること」は限られているということも、忘れてはなるまい。「COVID-19（注4）による全世界の本当の死亡者数がはっきりしないこと」は、まさにその典型例であろう。同様に、今後のウイルスの変異の起こり方も、ワクチンの効果についても、そしていったいつ、この病気が収束するのかも、科学は——多くの有益な助言を与えてはくれるが——、私たちが知りたいことに対して、確実な答えを出してくれるとは限らないのだ。

また、さきほど触れた、「正月に実家に帰るかどうかの悩み」のような、プライベートな個人の価値判断も、本質的には、科学とは最初から次元が異なる問題である。むしろ、そういう領域に専門的な判断が介入し過ぎると、場合によっては私たちの自由が侵害されるという可能性すらある。

政治とはそのような、さまざまな意味での不確実性を前提としつつ、国全体の集会的な決定を行う仕事である。だから、パンデミックにおける政治は——おそらくは、誰がやったとしても——、とんでもなく難しいものになるだろう。

そうだとしても、そもそも政治とは、そういう辛い<sup>つら</sup>仕事なのである。単に知識があるとか、経験豊富だとか、人気があるといったことだけでは、どうにもならないような、その人物の人間性の全てが試されるような恐ろしいシーンが、政治家の人生には時折、訪れる。それでも、その重すぎる責任を、誰かが引き受けなければならない。そのために、私たちの社会は、政治という機能を必要としている、ともいえるのだ。

しかしながら、思い返してみても欲しい。この三年の間、私たちの知っている現実の政治家は、しばしば「科学」や「専門家」を隠れ蓑<sup>みの</sup>にして、その重い責任から逃れようとしてきたように見えるのではないか。もしそうだとすれば、それは政治家という存在の最も重要な役割、存在意義を、自ら放棄してしまっていることになる。

実に嘆かわしいことだ、と思うかもしれない。だが一方で、そのような政治のあり方を選んでるのは、私たち自身だということもやはり、忘れてはなるまい。

その意味で、少なくとも民主主義国家であるのなら、「専門家やAIに任せようがましだ」などと口走る人々と、専門家に政策決定の責任を押しつけようとする政治家は、同じタイプの人間だと、言わねばなるまい。

以上、いくつかの観点から「パンデミックにおける科学と政治」を検討してきたが、

① 少なくとも「科学によって政策を決めています」という言葉遣いは、実に問題含みである  
ということは、言えるだろう。

そして重要なのは、それはパンデミックに限った話ではない、という点だ。② 現代社会は、まさにこのようなタイプの問題に満ちているのである。たとえば地球温暖化への対応、大地震や噴火の可能性とそれらへの備え、環境中の化学物質や放射線のリスクの評価、遺伝子を操作するさまざまな技術の是非、いずれも、科学と政治の複雑な相互作用と緊張関係のなかで、私たちの生活に大きな影響を与える決定がなされ、人々の未来の形が変容していくタイプの問題である。

だからこそ私たちは、専門家集団に重要な判断をまるごと任せたりしてはならないはずだ。その代わりに、自分たちの責任で、「私たちの政治」を実現しなければならない。それは、私たちの意志によって、自分たちの未来を形作るということと、等価なのである。またそれはもちろん、ただ選挙に行きさえすればよいということでもない。あるべき社会の姿を、それぞれの立場から、多角的に問い続けることが求められるのである。

正確な数字は分からなくても、この三年間のパンデミックによって、かけがえのない命や、私たちの人生の可能性や、大切なモノやコトが、数え切れないほど沢山失われたことだけは、間違いない。私たちは、この途方もない犠牲の記憶を決して無駄にすることのないよう、未来に向けて、また学び始めなければならないのである。

(出典：神里達博「パンデミックが照らし出す『科学』と『政治』」『世界』2023年2月号、岩波書店。ただし、引用にあたって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

\*以下の注は、出題に際して付加したものである。

(注1) パンデミック (pandemic)——感染症の広範囲での爆発的流行。

(注2) ロックダウン (lockdown)——ここでは外出制限や外出禁止措置のこと。

(注3) 所掌——法令により特定の機関の管轄にあること。

(注4) COVID-19——新型コロナウイルス感染症。

### 問1

下線部①について、「科学によって政策を決めています」という言葉遣いはなぜ問題含みなのか、300字程度で説明せよ。

(配点 60点)

### 問2

下線部②にいう「このようなタイプの問題」に関する政策を著者はどのように決めるべきであると述べているか、その理由もあわせて500字程度で説明せよ。

(配点 90点)